

学校法人大阪産業大学公益通報等に関する規程

平成 24 年 4 月 3 日

最近改正 令和 4 年 4 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法に基づき公益通報に関する措置を定めることにより、学校法人大阪産業大学（以下「本学園」という。）の業務に関し、法令、本学園寄附行為もしくは学内諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制と公益通報者の保護に係る体制を整備し、もって本学園の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報等の定義)

第 2 条 この規程において、公益通報等とは、次項に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法令等違反行為に関する通報および相談をすることをいう。

2 この規程において公益通報等を行うことができる者（以下「公益通報者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学園の役員
 - (2) 本学園と雇用関係にある職員
 - (3) 本学園において就労する、労働者派遣法に基づく派遣労働者
 - (4) 本学園と請負関係にある請負人の役員および労働者
 - (5) 本学園との業務委託契約に基づき労務を提供する者（監督、コーチ、外部講師等、身分の別を問わない）
 - (6) 本学園の取引先の役員および労働者
- 3 前項第 2 号から第 6 号に定める公益通報者には、当該公益通報等の日前 1 年以内に退職した者を含む。なお、退任した役員は含まれない。

(通報窓口および公益通報等対応業務従事者)

第 3 条 本学園は、公益通報等に応じるため、通報窓口を本学園の内外に置く。学園内の通報窓口は内部監査室とし、外部における通報窓口は本学園が指定する弁護士または法律事務所とする。

2 公益通報等の受付、調査、是正に必要な措置を主体的に行う者を公益通報等対応業務従事者（以下「従事者」）とし、前項に定める学園内窓口である内部監査室の職員および外部窓口の担当者を従事者に指定する。なお、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。ただし、原則として通報対象事案と利害関係のある者、または、そのおそれがある者は従事者から除外する。

(公益通報等の方法)

第 4 条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法により行うことが

できる。

- 2 公益通報者は、公益通報等を行う場合において、当該対象行為を法令等違反行為と判断した合理的理由を示さなければならない。
- 3 公益通報等は、実名で行うことを原則とするが、匿名によっても行うことができる
- 4 公益通報者に該当しない者から公益通報等を受けた場合も、公益通報者からの公益通報等に準じ、適切に取り扱うものとする。

(禁止事項)

第 5 条 公益通報者は、虚偽や不正の利益を得る目的、本学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第 6 条 通報窓口が公益通報者から公益通報等を受けた場合は、内部監査室長を通じてこれを速やかに理事長に報告し、迅速かつ適切に対応しなければならない。ただし、法令等違反行為の事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けた場合、公益通報等の事実に係る調査実施の有無を決定し、内部監査室長を通じて当該通報者にその旨を通知する。なお、外部窓口にも合わせて通知するものとする。
- 3 通報窓口が、理事長に關係する公益通報等を受けた場合、前 1 項に定める報告先および前 2 項に定める調査実施の有無を決定する者を監事とする。この場合、監事は、理事長と同様の権限を有し義務を負うものとする。
- 4 外部窓口が、内部監査室に關係する公益通報等を受けた場合、その内容を直接理事長に書面で連絡するものとする。この場合、理事長は、内部監査室業務代行者を指名したうえで、公益通報等の事実に係る調査実施の有無を決定し、内部監査室業務代行者を通じて当該通報者および外部窓口はその旨を通知するものとする。
- 5 第 2 項の公益通報者に対する通知は、通報受付後 20 日以内に行うとする。ただし、匿名による通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合には、これを省略することができる。

(意見聴取)

第 7 条 理事長は、公益通報等の内容が高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(調査の方法)

第 8 条 理事長は、内部監査室に命じ、迅速かつ適正に通報事実の調査を行わなければならない。対象事実の調査については、必要に応じて外部窓口の弁護士の協力を求めることができる。

- 2 理事長が必要と判断した場合は調査委員会を設置することができる。その場合、調査対象の事案に関し、次項に定める調査委員を第 3 条第 2 項に定める従事者に指定する。
- 3 調査委員会は、内部監査室長を含む、理事長が任命した 5 名以上の調査委員で構成するものとする。ただし、原則として通報対象事案と利害関係のある者、または、そのおそれ

がある者は調査委員に任命しない。

- 4 調査委員長は理事長が調査委員の中から指名する。
- 5 通報対象事実と利害関係のある者が理事である場合、または、そのおそれがある場合は、監事の出席を求めて、意見を聴くものとする。
- 6 調査対象部署および関連部署の職員は、内部監査室および調査委員会からの調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。
- 7 内部監査室または調査委員会は、調査の進捗状況について、必要に応じて公益通報者に通知するものとする。
- 8 内部監査室長または調査委員長は、調査の結果を速やかに理事長へ報告するものとする。
(是正措置等)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置に加え、重大な法令違反等が明らかとなった場合には、速やかに関係行政機関への報告を行わなければならない。

(通知)

第10条 理事長は、公益通報者に対して、調査結果および是正結果について、当該通報者および関係者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 前項の通知は、内部監査室を通じて行うものとする。

(処分)

第11条 理事長は、調査結果に基づき、不正の通報を含む法令等違反行為が明らかになった場合、必要に応じて、就業規則に従って懲戒委員会を招集するものとする。

(遵守事項)

第12条 第3条第2項に定める従事者は、その職務の遂行に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者の個人を特定する情報についてその秘密を保持すること。ただし、公益通報者本人の同意がある場合や法令に基づく場合等、正当な理由がある場合を除く。
- (2) 職務上知り得た通報の内容および調査で得られた個人情報を含む全ての情報について秘密を保持し、または不当な目的に使用してはならない。退職後も同様とする。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、客観的事実に基づいて業務を行うこと。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 本学園は、公益通報者保護法その他関係法令を順守し、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、本学園が定める懲戒、その他不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、当該通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 本学園の職員等は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者お

および調査協力者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

(範囲外共有等の防止)

第14条 公益通報等の事案に係る記録・資料を閲覧・共有することが可能な者を理事長および従事者に限定する。ただし、公益通報者が匿名である場合や本人の同意がある場合はこの限りでない。

2 公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合、公益通報者本人の同意を得た上で、公益通報者を特定させる事項を伝達する範囲を必要最小限に限定する。

3 本学園の職員等は、公益通報者の探索を行ってはならない。

(事後確認)

第15条 理事長は、公益通報等の処理が終了した後、公益通報者および調査協力者に対する不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないか、是正措置または再発防止策が十分に機能していることを確認しなければならない。

(通報の移管)

第16条 法令違反等の事実が、次の各号に掲げる本学園の諸規程に抵触する場合には、その規程に則り対応し、当該規程における責任者に移管する。

- (1) 大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程
- (2) 大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程
- (3) 大阪産業大学利益相反マネジメント規程
- (4) 学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程

2 内部監査室長は、通報を移管したときは、その旨を公益通報者に通知する。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、内部監査室が所管する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月25日)

(施行期日)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。